

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 21 年 4 月 6 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）ブックオフ駒井沢店 草津市駒井沢町字上深田 33
- 2 提出された意見の概要

草津市からの意見

予測地点 c において、夜間の駐車場走行車両による騒音レベルの最大値が規制基準値を超えている。なお、予測地点 c の隣接地は中ノ井川でありその隣は更地であるので現在は問題ないと考えられるが、将来住居系の土地利用が図られるようになった場合、周辺住民と協議のうえ敷地境界上に遮音壁の設置や低騒音舗装等の対策を講じること。

廃棄物については、ごみ減量に努めるとともに、可能な限り分別し再資源化を図ること。また、「草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例」第 20 条で定める適正包装の推進に努めること。

事業系一般廃棄物については、自己処理をするか、「草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例」施行規則第 4 条に定める「受入基準」に従って、草津市クリーンセンターへ自己搬入または、市許可業者に委託し処理すること。

月間 10 t 以上の一般廃棄物を排出する場合、市の定める一般廃棄物減量計画を作成し、クリーン事業課へ提出すること。

産業廃棄物については、県許可業者に委託し処理すること。

廃棄物の保管場所については、廃棄物が飛散し、流出し、もしくは地下に浸透し、または悪臭が飛散しないよう必要な措置を講じ、排出量、処理日数、保管、処理方法に応じた十分な面積および施設を確保すること。

一般廃棄物許可業者および産業廃棄物許可業者に収集を委託する場合は、収集および運搬に際して効率的かつ安全に作業を行えるスペースを設けること。

特にオープン時には、交通渋滞の発生や混雑が予想されることから、草津市都市計画課と協議のうえ、騒音対策等について十分計画していただき、スムーズな交通流動を確保し、混乱が生じないように努めること。

- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県南部環境・総合事務所総務課 草津市草津三丁目 14 - 75

草津市産業建設部商工観光労政課 草津市草津三丁目 13 - 30

守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目 5 番 22 号

栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号

(2) 縦覧期間 平成 21 年 4 月 6 日から平成 21 年 5 月 7 日まで